

経営事項審査の虚偽防止対策の現状

1. 経審虚偽による処分件数

【過去5年間の大臣許可業者の処分件数】

	完工高の 虚偽計上	技術職員 数等虚偽	財務諸表 虚偽	その他・ 不明	総合計
平成14年	16	4	1	7	25
平成15年	6	1	1	2	9
平成16年	8	3	2	0	11
平成17年	4	0	2	0	6
平成18年	3	2	0	0	5
合計	37	10	6	9	56

注) 複数の事由で処分している場合があるため、総合計と事由毎の処分件数の和は一致しない。

2. これまでの虚偽申請防止対策

(1) 審査行政庁による異常値チェック

技術者数に比して完工高が著しく高い場合など、項目間に不自然な点がある場合について、審査行政庁が重点審査を実施。

(2) 登録経営状況分析機関による疑義チェック

財務諸表の各勘定科目間に論理的矛盾や統計的異常値が見られる業者をシステムで抽出し、税務申告書等の確認書類を追加徴求することにより重点審査を実施。

(3) 審査行政庁による事後検査（別紙事務連絡参照）

平成18年6月より実施。上記(2)で疑義チェックに該当した業者のうち、確認書類との突合では不整合は無かったものの追加的な審査が必要と思われる業者を国土交通省において抽出し、審査行政庁に情報還元。審査行政庁においては、情報に基づき立入・呼出等の手段により売上元帳、預金通帳等を確認し、内容が真正であったかを確認する。

平成18年6月20日
事務連絡

各地方整備局建設業担当官
各都道府県建設業担当官 あて

国土交通省総合政策局建設業課

経営事項審査の虚偽申請防止対策について

経営事項審査の虚偽申請は、公共工事の適正な発注に支障が生じるのみならず、虚偽に基づいた情報が公開されることにより一般消費者にも被害を及ぼしかねないものであり、厳正に対処する必要がある。

また、財務諸表の内容は、建設業者にとって自社の経営状況を把握し的確な経営判断を行うための基礎となるものであり、適正な財務諸表の作成は建設業者の健全な発展を促すうえでも必要不可欠なことである。

かかる認識を踏まえ、今般、虚偽申請の当面の防止対策について、下記の通り取りまとめたので、遺漏の無いよう措置されたい。

記

1. 登録経営状況分析機関における疑義チェックの抽出基準と確認方法の見直し

従来から、登録経営状況分析機関（以下、登録機関という。）においては、経営状況分析の審査の際に疑義チェックとして、財務諸表の各勘定科目に論理的矛盾や統計的異常値が見られる業者をシステムで抽出し、確認書類の追加徴求等による重点審査を行ってきたが、今般、疑義チェックの抽出基準及び確認方法を、より虚偽の発見に効果の高いものに改正する。疑義チェックの抽出基準及び確認方法の詳細は非開示（登録機関の守秘義務の対象）とするが、抽出基準の概要は以下の通りである。

（1）経常収支比率チェック

前期、当期の経常収支比率がいずれも100%未満、かつ当期経常利益がゼロ以上である建設業者。

（2）総資本回転率経年チェック

総資本回転率の経年変化が異常に大きい建設業者。

（3）未成工事支出金月商倍率

未成工事支出金が月商に比して異常に多い建設業者。

（4）特別損失チェック

特別損失が売上高に比して異常に多い建設業者。

(5) 各勘定科目チェック

各勘定科目の金額が総資産の金額に比して異常に多い建設業者等。

なお、従来は全ての建設業者に対し疑義チェックを行ってきたが、効率的な審査を行うとともに零細業者への過度な負担を回避する観点から、以下に該当する建設業者については、疑義チェックの全部または一部について対象外とする。

有価証券報告書提出会社、会計監査人設置会社又は会計参与設置会社
売上高が一定額以下の建設業者

2. 審査行政庁による事後検査の強化

(1) 疑義業者情報の還元

国土交通省が年1回を目処に登録機関に対して行っている立入検査の際に、疑義チェック基準に該当したものの確認書類と突合し不整合が無かった申請について、一定数を抽出したうえで内容の精査を行い、追加的な審査が必要と考えられる業者(以下、疑義業者という。)の情報を、国土交通省から各審査行政庁に還元する。

例えば、上記1(3)の未成工事支出金月商倍率基準に該当した業者で、税務申告書等との突合では不整合は無いものの、同一の工事について每期同額の未成工事支出金が計上されているような業者は、本来工事原価に振り替えるべきものを未成工事支出金に計上し続けている疑いがあることから、疑義業者と見なされる可能性がある。

(2) 事後検査の実施

審査行政庁においては、従来より外部からの情報等に基づいて事後の検査を行ってきたところであるが、上記(1)により還元された疑義業者についても、事後検査として、立入・呼出等の手段により売上元帳、工事原価台帳、預金通帳等を確認し、内容が真正であったか否かを確認する。疑義業者の情報は財務諸表の内容に着目して抽出されるが、財務諸表と完成工事高等については密接な関係があることから、事後検査にあたっては、完成工事高、技術者数等の経営規模等評価の項目についても検査する。

検査により虚偽が発見されれば、審査行政庁は厳格に監督処分を行うとともに、悪質な事例については刑事告発も行う。

(3) 事例の共有

事後検査の結果については審査行政庁から国土交通省に報告することとし、国土交通省において事例を蓄積するとともに定期的に各審査行政庁に内容を還元し、各審査行政庁でノウハウの共有、向上を図る。

また、処分事例について一般にも公開し、建設業者が適正に経営事項審査の申請を行うための参考として活用できるようにする。

実態調査に見る中小建設企業の会計上の問題点

1 完工高を公共・民間に分けて開示すること

	総数	開示済・開示可能	開示不能
全体	5,312	4,745 89.3%	567 10.7%
10億未満	3,116	2,729 87.6%	387 12.4%
10億以上	1,959	1,823 93.1%	136 6.9%

2 売上高を建設業・兼業に分けて開示すること

	総数	開示済・開示可能	開示不能
全体	3,381	3,042 90.0%	339 10.0%
10億未満	1,675	1,464 87.4%	211 12.6%
10億以上	1,455	1,379 94.8%	76 5.2%

3 工事進行基準の適用

	総数	適用している	適用していない
全体	8,172	863 10.6%	7,309 89.4%
10億未満	5,329	415 7.8%	4,914 92.2%
10億以上	2,405	387 16.1%	2,018 83.9%

3-2 工事進行基準の適用範囲

	総数	回答あり	回答なし
全体	863	488 56.5%	375 43.5%
10億未満	415	201 48.4%	214 51.6%
10億以上	387	255 65.9%	132 34.1%

3' 工事進行基準の適用(建設業経営革新に関する実態調査、平成14年、建設業振興基金)

	総数	適用している	適用していない
全体	1,959	458 23.4%	1,501 76.6%
中小会社	1,839	421 22.9%	1,418 77.1%
大会社	55	21 38.2%	34 61.8%

3-2' 工事進行基準の適用範囲(同上)

	総数	明確に規定	決算ごとに弾力的運用	無回答
全体	458	267 58.3%	181 39.5%	10 2.2%
中小会社	421	235 55.8%	177 42.0%	9 2.1%
大会社	21	19 90.5%	2 9.5%	0 0.0%

4 実行予算の形式

	総数	工種別と発生形態別の併用	工種別	発生形態別	その他
全体	3,504	991 28.3%	2,006 57.2%	379 10.8%	128 3.7%
10億未満	1,639	366 22.3%	1,061 64.7%	147 9.0%	65 4.0%
10億以上	1,703	583 34.2%	856 50.3%	212 12.4%	52 3.1%

5 前払い保証料の処理

	総数	工事原価	営業外費用	工事により使い分け
全体	3,962	2,204 55.6%	1,568 39.6%	190 4.8%
10億未満	2,128	1,182 55.5%	822 38.6%	124 5.8%
10億以上	1,704	953 55.9%	698 41.0%	53 3.1%

実態調査に見る中小建設企業の会計上の問題点

6 前期に計上した完工高に対する追加原価が生じた場合の処理(仮設撤去等)

	総数	完成工事原価	前期損益修正	その他
全体	6,882	4,995 72.6%	1,143 16.6%	744 10.8%
10億未満	4,317	3,200 74.1%	582 13.5%	535 12.4%
10億以上	2,260	1,577 69.8%	520 23.0%	163 7.2%

7 前期以前に計上した完工高に修正が生じた場合の処理

	総数	当期の完工高の修正	前期損益修正	その他
全体	6,290	3,080 49.0%	2,472 39.3%	738 11.7%
10億未満	3,800	1,841 48.4%	1,458 38.4%	501 13.2%
10億以上	2,181	1,096 50.3%	902 41.4%	183 8.4%

8 施工を中断している未成工事に代金回収不能なものが含まれているか

	総数	含まれていない	含まれている
全体	231	181 78.4%	50 21.6%
中小会社	172	133 77.3%	39 22.7%
大会社	49	42 85.7%	7 14.3%

8-2 代金回収不能な未成工事支出金の今後の処理

	総数	完成工事原価	特別損失	その他・未定
全体	50	16 32.0%	22 44.0%	12 24.0%
中小会社	39	12 30.8%	18 46.2%	9 23.1%
大会社	7	3 42.9%	1 14.3%	3 42.9%

9 発生主義に基づき処理しているか

	総数	処理している	現金主義のみ
全体	8,485	7,903 93.1%	582 6.9%
10億未満	5,561	5,083 91.4%	478 8.6%
10億以上	2,380	2,333 98.0%	47 2.0%

10 現金預金に長期性預金が含まれているか

	総数	含まれていない	含まれている
全体	8,190	5,468 66.8%	2,722 33.2%
中小会社	7,178	4,735 66.0%	2,443 34.0%
大会社	519	441 85.0%	78 15.0%

11 受取手形に回収困難なものが含まれているか

	総数	含まれていない	含まれている
全体	7,800	7,301 93.6%	499 6.4%
中小会社	6,810	6,380 93.7%	430 6.3%
大会社	513	476 92.8%	37 7.2%

12 完成工事未収入金に回収困難なものが含まれているか

	総数	含まれていない	含まれている
全体	8,081	7,110 88.0%	971 12.0%
中小会社	7,085	6,228 87.9%	857 12.1%
大会社	500	440 88.0%	60 12.0%

実態調査に見る中小建設企業の会計上の問題点

13 流動資産の有価証券に含めているもの

	総数	子会社株式		関連会社株式		協力会社等の株式	
全体	3,639	469	12.9%	844	23.2%	662	18.2%
中小会社	3,049	380	12.5%	738	24.2%	579	19.0%
大会社	458	76	16.6%	81	17.7%	56	12.2%

14 貸倒引当金の設定額

	総数	税法の限度額		税法にとられず設定	
全体	4,748	4,254	89.6%	494	10.4%
10億未満	2,484	2,360	95.0%	124	5.0%
10億以上	2,014	1,683	83.6%	331	16.4%

15 有形固定資産の減価償却

	総数	毎期、税法限度額を償却		限度額まで償却しなかったことがある		その他	
全体	7,996	6,781	84.8%	927	11.6%	288	3.6%
10億未満	5,145	4,226	82.1%	713	13.9%	206	4.0%
10億以上	2,395	2,179	91.0%	164	6.8%	52	2.2%

16 スポンサーとなったJVにおける完工高の計上額

	総数	出資割合の額		請負金額全額		その他	
全体	1,109	977	88.1%	110	9.9%	22	2.0%
10億未満	163	141	86.5%	17	10.4%	5	3.1%
10億以上	910	803	88.2%	91	10.0%	16	1.8%

16' スポンサーとなったJVにおける完工高の計上額(JVの会計処理に関する実態調査、平成14年、建設業振興基金)

	総数	持分割合の額		請負金額全額	
全体	259	251	96.9%	8	3.1%
10億未満	15	14	93.3%	1	6.7%
10億以上	242	235	97.1%	7	2.9%

17 JVにおける会計方式(同上)

	総数	独立会計方式		取り込み方式	
全体	289	62	21.5%	227	78.5%
10億未満	18	7	38.9%	11	61.1%
10億以上	268	54	20.1%	214	79.9%

(出典:建設業経理に関する実態調査、平成9年、建設業振興基金)